

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書

1 使用目的

この通知書は、令和3年改正前電子帳簿保存法（以下、「旧電帳法」といいます。）の規定に基づく承認申請について、その全部又は一部の承認をする場合に使用する。

（注） 一部承認の通知書を作成する場合には、併せて、一部却下の通知書を作成することに留意する。

2 記載要領

項 目	内 容
から	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。
年 月 日付	この承認に係る申請書が提出された年月日を記載する。
そ の 全 部 下 記	承認の態様に応じて不要な文字を抹消する。
（承認対象の国 税関係帳簿又は 国税関係書類）	申請の一部を承認する場合に、その対象とする国税関係帳簿書類の名称等を申請書に記載された名称等に基づいて記載する。 （注） 申請の全部を承認する場合には、「記」及び「（承認対象の国税関係帳簿又は国税関係書類）」を抹消する。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「保存義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。